

平成 15 年 3 月 10 日付けで申請のありました宮川特別泊地内停係泊については、神奈川県漁港管理条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり条件を付して許可します。

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、行政不服審査法第 5 条の規定により農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。

平成 15 年 3 月 31 日

神奈川県東部漁港事務所長 三留 雄



許可の内容

- この許可に係る船名、船舟の種類、機関の種類及び馬力、長さ、幅、船の材質は、次のとおりとする。

(1) 船名	IWASHI II
(2) 船舟の種類	ヨット
(3) 機関の種類	船外機
(4) 馬力	8馬力
(5) 長さ	6.50m
(6) 幅	2.42m
(7) 船の材質	FRP
- 停係泊する水域は、宮川特別泊地59番係船機橋の水域とする。
- 停係泊許可期間は、平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までとする。

許可の条件

- 停係泊料は、262,500円とし、別に発行する納入通知書により、納入期限までに納入しなければならない。
- 許可証の変更をしてはならない。ただし、自然災害等により許可証の船体が破損した場合で、所長が認める場合を除く。
- 許可を受けた者の変更及び追加をしてはならない。ただし、相続等の場合で、所長が認める場合を除く。
- 許可により生ずる権利は、譲渡し、担保に供し、又は転貸してはならない。
- 許可証の修理等により、長さ、幅及び色に変更が生じた場合は、所長に変更承認申請をしなければならない。この場合において、長さは 8.5m 以下、幅は 2.8m 以下でなければならない。
- 許可期間中は、三崎漁港の管理に支障を及ぼさないよう常に自己の責任において許可証を適正に管理しなければならない。また、台風等により荒天が予測される場合は、速やかに停係泊状態を点検し、池に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じなければならない。
- 風の管理状況の不具合により、施設に損傷を与えた場合は、当該施設を自己の負担で原状に復旧しなければならない。
- 利用者間において生じた問題は、利用者間で解決しなければならない。
- 自然災害による被災については、即ち補償しない。
- 公益上の理由等により所長が特に必要と認めて命じた措置は、これを拒むことができない。
- 漁港漁場整備法及び神奈川県漁港管理条例並びにその他関係法令を順守しなければならない。
- 許可の取消を受けた場合又は停係泊の廃止をした場合は、自己の負担により速やかに宮川特別泊地内から艇を移動させなければならない。